

朝霞市条例第26号

朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例

朝霞市市営住宅条例（平成15年朝霞市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。